慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

neio rissociatea nepository er readenie resources					
Title	エリザベス朝におけるピューリタン運動				
Sub Title	The Elizabethan Puritan movement				
Author	今関, 恒夫				
Publisher	慶應義塾経済学会				
Publication year	1971				
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.8 (1971. 8) ,p.683(169)- 693(179)				
JaLC DOI	10.14991/001.19710801-0169				
Abstract					
Notes	高村象平教授退任記念特集号				
	論説				
Genre	Journal Article				
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19710801-				
	0169				

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は24日に増加し、1850年には再び21日に戻る。ところが1855年に入ると、フランシスの日記は8月の内に13日しか農作業にふれず、1860年にはその数は2日となってしまう。かかる数字は、フランシスの生活の変貌を何よりも明らかに物語っている。1841年と1845年には、彼はマーティンズバーグの父親の大きな酪農農場で働いていた。1850年、彼はやはりニュー・ヘイヴンの父親の農場にいたが、農業以外の仕事もするようになった。1855年と1860年、フランシスは自分の農場を所有するに至ったが、彼自身はいわばパート・タイムの農民にすぎなくなってしまっていた。オスウィゴやフルトンが存在したため、農業以外から所得を得る道が開かれていたことが、彼の生活様式に大きな影響を与えたといえよう。かかる影響を受けたのが、フランシスばかりであったとは考えられない。先にも引用したが、1860年代、オスウィゴ郡の若者の間では、農業を好まぬ傾向があったといわれている。

最後に、1860年以降のフランシスの生活について簡単に記しておく。郵便事務、治安判事の仕事にたずさわっていた彼は、1864年8月から1865年6月まで兵役についた。除隊後、1866年にヴォルニーで食料品店を開き、開店後1ヵ月もすると1日に15ドルから30ドルの売上げがあった。また、1868年には抵当金融にも手を出している。フランシスは相変らず農場を所有していたが、(但し、古い農場は1865年に1,000ドルで売却し、同じヴォルニーに新しい農場を買った)農作業は他人にまかせ、たまに手伝う程度であった。最初の妻が1860年に死亡した後、彼はずっとやもめ暮しを続けたが、1875年になって、身の回りの世話をしてくれていたマリア・コー (Maria Coe)と再婚した。同年、オスウィゴ郡のオールド・セトラーズ・アソシエイション (Old Settlers' Association)なるものが組織され、フランシスは、会の幹事におさまった。かくして郷土史に興味を持った彼は、いわば研究成果をオスウィゴやフルトンの新聞に発表し、その切り抜きを日記帳にはりつけておいた。1880年8月18日には「1日中、センサス・ブックを調べた」とある。晩年の彼の生活は、このように静かなものであったが、1895年9月18日には、出来上ったばかりのオスウィゴ郡の郷土史が届けられた。彼はその中におさめられた、フランシス・スクワイアーズの伝記に満足したに違いない。

フランシスの生涯と、彼の父親の一生とを比較してみると、そこには世代間の、農業に対する態度の相違といったものが、明らかに読みとれるであろう。彼の父親の一生が、ニュー・ヨーク農業の黄金時代を象徴するものであったとすれば、フランシスの生涯は、下り坂の時代をあらわすものであった。 (経済学部助教授)

-- 168 (682) -

エリザベス朝におけるピューリタン運動

今 関 恒 夫

はじめに

従来イギリス・ピューリタニズムの研究には3つの方向があった。第1に宗教改革思想のひとつの変形としてピューリタニズムを把握する方向である。第2に市民革命=ピューリタン革命の思想的推進力としてピューリタニズムを把握する方向である。これには近代民主主義思想の起源をそこに見ようとする立場とやがて社会主義思想に連なっていく革命思想の始源をそこに辿ろうとする立(3)場とがある。第3にマックス・ヴェーバーに導かれながら、「資本主義の精神」の形成にはからずも参与することになったエートスとして、ピューリタニズムを把握する方向である。その中で、筆者は第3の方向において、すなわち、近代市民社会を形成し構成する主体が「伝統主義」の雰囲気を抜け出し、「プロテスタンティズムの倫理」、さらにその世俗化された形態としての「資本主義の精神」をわがものとしていく歴史的経過の中でピューリタニズムの担った思想史的意味を問題にしたい。

これをやや違った角度からいうならば、近代的人間の形成にピューリタニズムがどのような役割を果したのかという問題である。ここでいう近代的人間とは、「共同体」と融合しそこに埋没してい

注(26) Churchill, Landmarks.

注(1) 古典的なピューリタニズムの研究書としては W. Haller, The Rise of Puritanism, 1938; Do. Liberty and Reformation in the Puritan Revolution, 1955 が挙げられよう。最近のものとしては、A.G. Dickens, The English Reformation, 1967 を挙げておく。エリザベス朝のピューリタニズムに関しては、M. M. Knappen, Tudor Puritanism, 1939, P. Collinson, The Elizabethan Puritan Movement, 1967 がある。ピューリタニズムの研究史に関しては、やや古いがKnappen, op. cit., appendix III を参照。

⁽²⁾ A. D. Lindsay, The Essentials of Democracy, 1929 (邦訳, 永岡薫訳「民主主義の本質」) Do. The Modern Democratic State, 1943 (邦訳, 紀藤信義訳「現代民主主義国家」)参照。

⁽³⁾ マルクス主義の立場からの研究にはこうした傾向が強い。

⁽⁴⁾ 古典的なものとしては、M. Weber, Die Protestantische Ethik und der Golst des Kapitalismus. 1904-5, 1920 (Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie I. SS. 17-206 以下, RS と略記) E. Troeltsch, Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen, 1919 (Gesammelte Schriften I), R. H. Tawney, Religion and the Rise of Capitalism, 1926 が挙げられよう。なお Weber thesis をめぐる問題に関しては、R. W. Green (ed.), Protestantism and Capitalism, 1959, 大塚久雄「マックス・ヴェーバーにおける資本主義の『精神』」(大塚久雄著作 集第8巻所収)を参照。

る状態から抜け出し、責任主体=個として自立した人間を意味する。これを「個人主義」的人間と表現することもできるが、その場合この「個人主義」は「ありのま」の素朴な人生の喜びを味わおうとする性格」を解放するような個人主義ではなく、「厳密な規律と自制によって自己を支配し、形式的な倫理的規制に身を委ねようとする性格」を生み出し、組織の形成を、さらにはネイションの形成を強力に推進していくような「個人主義」を指しているのである。さらに責任主体という健面を強調するならば次のように表現することができよう。自然的自我を克服したところに生れてくる、「認識の木の実を食った一文化期の宿命」を背負っていくことのできる、「意識的に世界に対して態度をとり、かつこれに意味を与える能力を具えた」醒めた人間、つまりヴェーバーの「文化人」(Kulturmensch)の出現であると。

本稿は、こうした大問題の一側面に、筆者なりの方向づけを与えるための試論に過ぎないが、その対象として、エリザベス朝のピューリタン運動を取上げ、アングリカンと比較しながら検討してみたい。

「首長令」(The Act of Supremacy, 1559. I Elizabeth I c. 1) と「統一令」(The Act of Uniformity, 1559. I Elizabeth I c. 2) とによって、いわゆるエリザベス宗教政策(The Elizabetham Religious Settlement)が方向づけられたことは周知の事実である。「首長令」は国王が国家と教会の首長(supreme governor)であることを謳い、「統一令」はその宗教的側面を強化するために、礼拝・祈禱方式の統一を強要しようとするものであった。それは世俗的君主が聖界の最高権威であることを拒否する勢力――方でカトリック、他方でピューリタン――の存在を予想させると同時に、その勢力を抑圧することが世俗権力の安定を図るためには不可欠の条件であったことを暗示している。一方は教皇を中心とする中世的な Corpus Christianum の維持温存を意図し、他方は世俗的な権力がそのまま教会の権威者となることを拒否すると同時に、それを強化するために現われてきた「統一令」の規定にみられる「教皇派的」な要素に反撥していた。このようにして、一方の極にカトリシズムが、他方の極にピューリタニズムが置かれ、その中間にエリザベス宗教政策を支えるアングリカニズムが位置するという構成が見えてくる。

この大雑把にみた宗教構成にもうすこし立ち入って考察を加えておこう。まずアングリカンは、現状維持を望む保守派であって、宗教改革の神学(sola fide)とイギリスの伝統的教会制度を結合することによって国民的教会(National Church)を形成し、主教制(episcopacy)と「一般祈禱書」(The Book of Common Prayer)との採用、つまりは「統一令」の強要をその政策上の骨子とするエリザベス宗教政策の担い手である。こうした強制を可能にする理論的根拠は、信仰をそれ以外の諸領域と区別し、信仰の領域の権威は聖書にあるが、他の諸領域の権威は伝統と理性にあるとするフッカー(R. Hooker)に代表される思想である。伝統や理性は法の中に具現されるものであるから、事実上、「統一令」等の国会制定法(statutes)やそれを補助する国王や高位聖職者の命令(injunction)が聖書と並んだ権威をもつことになる。その焦点に国王が存在することは自明であって、かれらの立場は「首長令」と無触しないのである。

アングリカンは高位の聖職に就くと、カルヴィニズムを放棄して、アルミニアニズムへ移っていく。かれらは預定説を放棄し、"Godly Prince"なる中世的教義の再版である「王権神授」("Divine Right of Kings")説によって、聖書と並んだもうひとつの権威を主張し、そこから使徒からの霊的な伝承によって主教 (episcopate) に伝えられた神の権威という考え方を導き出してくるのである。これはアングリカニズムのもつ権力との癒着によって促された方向づけとみることが可能であろう。

他方、ピューリタンは宗教改革をその論理的帰結の究極にまで推し進めようとして、「徹底的宗教改革」(further reformation)を主張していた。かれらはカトリックの臭いのする「主教制」や「一般祈禱書」を拒否し、選挙による長老制的な政治形態とカルヴィニズムの礼拝式文を要求していた。これはもちろん、いかなる領域においても聖書以外の権威を承認しない聖書主義 (sola scriptura) に出たものであるが、さらに深奥を覗いてみれば、アングリカンが現世のレベルにおいては、人間に

注(5) Weber, RS SS. 97, n. 2, 98-99 (邦訳, 梶山力, 大塚久雄訳「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」下 34~5 頁)

⁽⁶⁾ Weber, RS S. 194 (邦訳下, 226 頁)

⁽⁷⁾ M. Weber, Die "Objektivität" sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis, 1904 (Gasammelte Aufsätze zur Wissenschaftlehre, 3 Auflage, 1968) SS. 154, 180 (邦訳, 恒藤忠, 宮永祐治, 立野保男訳「社会科学方法論」22-3 頁, 59 頁), 安藤英治「マックス・ヴェーバー研究」1965, ことに第1, 第2論文参照。

⁽⁸⁾ C. Cross (ed.), The Royal Supremacy in the Elizabethan Church, 1969, pp. 126-135,

注(9) 以下の叙述については、前掲の Haller, Knappen, Dickens, Collinson の著作のほかに、ことに J. F. H. New, Anglican and Puritan, The Basis of Their Opposition, 1558-1640, 1964 を参照。

⁽¹⁰⁾ ビューリタンあるいはビューリタニズムの定義に関しては、Troeltsch, a.a. O. SS. 773-780 に包括的な叙述がみら れる。そこではピューリタニズムの指標として、(1)prophesyings (後述)、(2)家庭礼拝、(3)祈禱書によらない自由祈禱、 (4)厳格な自己規律,(5)世俗的な享楽の忌避,(6)ピューリタンと回心していない「この世の子ら」つまり「自然の境位」 (status naturae) にある者との厳格な区別, (7)禁欲的実践の要求, (8)体系的な解疑論および自己審査, (9)初等教育を 重視し、社会生活の道徳的レベルを向上させようとする努力、(0)質素な、しかし威厳のある生活、(11)実際的能力、他者から の信頼,正直の要求,似世俗の中にある聖者としての同胞意識から生じてくる一致の精神を挙げ、ピューリタニズムの母 胎としての, 正統的カルヴィニズムと区別される点として、(1)極端な個人主義。(2)良き業が選びの「確証」だとする教説。 そこから出てくる(3)孤独な禁欲的自己規律の精神を指摘している。ヴェーバーもトレルチと同様の定義をしているが、 なかでも禁欲的傾向とそこから出てくる組織的方法によって合理化された倫理的生活態度を重視し、その神学的背景と して「預定説」を置く。しかし、「預定説」がカルヴィニズムあるいはピューリタニズムの「本質的」教義であったかど うかということをヴェーバーは問題にしているのではなく,「歴史的な因果帰属の判断」が問題とされていること、つ まり「文化史的な影響という点で選びの教説のもつ重要性如何」が問題にされていることに注目しておかなければならな い。M. Weber, RS. I. S. 89 (邦訳, 13-14 頁) トーニーの見解については Tawney, op. cit., pp. 199-201 (邦訳, 出口勇蔵, 越智武臣訳「宗教と資本主義の興隆」下, 95-99 頁) 参照。さらに一般的には、 C. Hill. Society and Puritanism in Pre-Revolutionary England, 1964, Ch. 1; M.M. Knappen, op. cit., appendix II 会照, 大力大街 雑な生の史実は、この時代におけるアングリカンとビューリタンの区別を曖昧なものにしてしまう。A.G. Dickens, opcit., pp. 425-437 しかし、両者をカテゴリカルに区別しておく必要が、筆者の目的からはどうしてもあるのである。

善を選択する能力を認め、理性は信仰のよき補助者だとするのに対して、ピューリタンが理性をす ったく神に敵対すべく歪められた信頼のおけない混乱した imago dei だとする確信を抱いていたと とによるのである。

しかし、アングリカンとピューリタンとの表面に現われた対立は教理に関するものというよりも、 礼拝形式や教会政治に関する、むしろ外面的な対立であったようにも思われる。ここでは、有名な 「法衣論争」(The Vestiarian Controversy) を例にとって、その点を考察してみよう。「法衣論争」は 大主教バーカー (Matthew Parker) がエリザベスの旨を体して起草した「通 告」(1566. 3, 28) の 前後にアングリカンとピューリタンの間に交わされた論争である。これは「メアリーの亡命者達」 (Marian exiles) の亡命地のひとつフランクフルトにおける内部対立 ('troubles of Frankfort') 以来の 前史があるが、ここでは代表的な遺り取りについてみるにとどめる。

まず、1564年にオックスフォード大学において法衣の着用を強要すべしとのエリザベスの要請に よって、パーカーが2人のピューリタン的傾向をもつオックスフォード大学の当局者 (Thomas Sampson, Dean of Christ Church & Laurence Humphrey, President of Magdalen College)に出した命令に 対する両者の回答をみると、聖餐の際に白法衣 (surplice) を着用するかどうかは、それ自体は、無 規定のどうでもよい事柄 ('things indifferent') であることを承認する。しかし、かれらにとっては、 たとえ原理的に 'things indifferent' だとしても 歴史的にはあるいは実践的には indifferent な ぞと、とてもいえないことであった。法衣は長い間教皇派の徴であったのであり、偶像礼拝に捧げ られてきたものであったのである。「すべてのことは許されている (lawful)。しかし、すべてのこ とが益になる (expedient) わけではない。」(I Cor. x. 27)

これに対するパーカーの応答はこうであった。法衣は行政長官 (magistrate) の責任において維持 しなければならない教会の秩序を確保する手段として規定されたもので、そもそも礼拝の本質的要 素ではない。つまり、まさに 'things indifferent' な事柄なのである。その上、法衣はカトリック教 会が成立する以前からのものである。たとえカトリック的なものであったとしても、さらには異教 的なものでさえあったとしても、かのギデオンがバールの柱を倒して神への捧げ物としたように、 法衣が真の礼拝を妨げはしないのである。

かくして、「通 告」を公布する 2 日前に大主教はランベス (Lambeth) にロンドンの牧師 110 名を召集し、服従を要求した。そのうち 37 人が服従を拒否し、停職、禄剝奪の処分を受け、3月 以内追放の強迫を受けた。

このような状況の中で、ロバート・クロウリー (Robert Crowley) は次のように決意を表明してい

注(11) 以下の叙述の素材については Knappen, op. cit., pp. 187—216; Collinson, op. cit., pp. 71—83 参照。

(12) Knappen, op. cit., pp. 118—133, Marian exiles については、かれらに対し敵対的な傾向がみられるが、C.H. Garr ette, The Marian exiles in the light of new documents, 1938 の introduction を参照。

「もし国王が神の命令し給わないことはどのような事柄でも、われらに これをなせ と命ずる権限 をもち、それを行わなければ、必然的に法の処罰を受けることになるのだとすれば (lかも、それを) なすことによって教化どころか破滅しかもたらさないことが明らかな場合には), われらは国王 によって 命 ぜられたことの実行を拒否しなければならないし, どのような処罰をも甘受するのであって, いか なる場合にも無規定の事柄 (things indifferent) を破滅のためではなく、教化のために利用するキリ スト者の自由に違反することには同意しないのである……。

そしてこれは(先に異議をとなえたように)不服従の実例とされるべきではなく、むしろ神とそし て人間とへの真実の服従を教える実例とさるべきなのである。まずわれらは神に服従する。そこで は、あることをするあるいはしないことによって、神の教会の教化を求めるのである。次にわれら は人間に服従する。そこでは人間の命令に従うことあるいは従わないことについて、人間の法の定 める、人間の手による、いかなる処罰をも甘受するのである……。

われらの財産も、身体も、生活もすべて地上における神の役人の手に委ねつくす、しかし、われ らの良心は、あらゆる人間を裁き給う主の御前に汚れないものとして、これを保つのである……。」 これに対してパーカーはコモンセンス(伝統と理性)と聖書と教会秩序の必要から法衣の必要を説 くとともに、次のような議論を添える。「はっきり教化的とはいえない秩序 は承 認しない」絶対的 権威を個々の牧師に与えるということは,国王の至上権を認める聖書にもとづく教義を否定するこ とである。臣民は国王や枢密院と同程度に知識をもつことはできないのであるから、ある秩序が明 膣に律法に違反していないかぎり、その理由を問うことなく服従しなければならないのであると。

このように、アングリカンは基本的には聖書主義の立場をとりながらも、聖書に根拠を見出すこ とのできない無規定な事柄に関しては、その自由を許すのではなく、理性の名において国民的伝統 を強要しようとするのである。そのもとには、先に述べた神学的な理由があるのであるが、それ以 上にアングリカンにこうした立場をとらせた力は絶対王政の圧力であったことは明らかである。

一方、ピューリタンには、アングリカンの説く一見してもっともな信仰的原理という袈裟の下に ちらつく錯がみえていた。そこで、ピューリタンは、法衣が原理上許されるものであるかどうかと いうことよりも、それが具体的な状況の下でもつ歴史的実践的意味を問題にする。その場合判断の 基準は神への服従に,具体的には教会の教化に益するかどうかという点にあった。しかも,その判 断は個人に任されるのである。こうした観点からすれば,「単純な人々」を カトリックに 導く可能 性がある法衣の着用は、たとえ国法に背こうとも拒絶すべき事柄であった。

こうした対立がエリザベス朝の宗教史を、そして経済史、社会史、政治史を彩ることになるので あるが、以上の議論を踏えた上で、エリザベス朝におけるアングリカンとピューリタンの思想的対 立の基盤にあった社会的対立の実際を、ヨークシャについて考察してみよう。

エリザベス朝,イングランド北部を特徴づけていたのは,無知な住民の中世的観念への,したがってまたカトリックへの強力な結合と,一般的貧困とであったとマーチャント (R.A. Marchant) は近べている。1569 年に至ってもなお,カトリックによる北部の叛乱 (Northern Rebellion) が惹起されていることをもってしても,これは明らかであろう。たとえば 1570 年におけるヨークシャ・ジェントリー 567 家族のうち,少くとも 368 家族がカトリックであったが,これは単にジェントリーについてのみいいえることではないであろう。

しかし、もうひとつの面を見ておかなければならない。つまり、1536 年から 37 年にかけて、修道院解放をきっかけに、リンカンシャ、ヨークシャを襲ったいわゆる「恩寵の巡礼」の性格について、富岡次郎氏が、これをカトリックの武装蜂起であることを認めつつも、「地主的土地所有の確立、絶対王政官僚への上昇転化を望んでいた」ジェントリーが「自由・平等を要求し、小ブルジョア民主主義を志向」する一般農民・小市民のつきあげによって惹き起した「農民一揆」であったと指摘している点である。これは 16 世紀初頭を境にして小農エンクロウジァが進展すると同時に、農村毛織物工業がウエスト・ライディング (West Riding)を中心に成長し、「16 世紀には特権都市 (corporate town)の繁栄は凋落しはじめ、その地位は新興の競争者によって奪われる」という事態の出現を反映するものであった。農村工業の発展によるヨーク (York)やビヴァリイ (Beverley)の衰退と「新興の競争者」ウエイクフィールド(Wakefield)、リーズ (Leeds)、ハリファックス(Halifax)などのギルド特権をもたない「農村都市」(country town)の治頭は、ピューリタニズムの担い手の問題を考察する場合にも、まず注目しておかなければならない事実である。

かくして、エリザベス朝以後のヨークシャにおける宗教問題は、一方でカトリックを根絶すること、他方で急速に発展してくる階層の中にアングリカンを根づかせることの二面をもつことになる。 以下において第2の側面について考察を加える。

ヨークシャにおいて実質的なアングリカンによる改革は、ヨーク大主教にグリンダル (E. Grindal 位 1569-76) が就任したときに始まる。グリンダルは単に形式的な服従ではなく、内面的な服従を求めたが、それを実現するために必要な手段は権力ではなく実質的な権威でなければならなかった。そのために、強力な指導性と高い学殖を備えた牧師が要請され、教区牧師に再教育をほどこし、大

エリザベス朝におけるピューリタン運動

学出身の説教者を招聘した。招かれた説教者の多くはケンブリッヂ出身であったが、そこがピューリタニズムの牙域であったことは周知の事実である。そのピューリタニズムの洗礼をうけた牧師をまじえて、従来の質の悪い牧師に再教育をほどこす場とされたのが prophesyings であった。そこではアングリカンの教説がたたき込まれ、それを基礎にした説教の訓練がほどこされたのである。

こうした、いわば上からの研修会は 16 世紀の末までに、大学出身の牧師の増加によって不必要になっていったが、その後も、牧師の自発的な集会として続けられていった。そして、そこがピューリタンの温床になっていったことはいうまでもない。ピューリタンの影響力の強化は、アングリカン・チャーチにとっては脅威であったが、他方、アングリカンの改革を推進していくためには、ピューリタン牧師の存在は不可欠であった。したがって、アングリカン・チャーチの秩序を破壊しない限り、ある程度の寛容な扱いを受けることになったのである。

それでは、ピューリタニズムは、グリンダルの意図に反して、どのようにヨークシャ住民の中に 浸透していったのであろうか。まず浸透度を一瞥しておこう。全体としてこれを把えることはできないが、ただジェントリーに関してはクリフ (J.T. Cliffe) の研究によって知ることができる。それによれば、1570 年にピューリタンだと考えられる ジェントリー家族が 25 (全家族数 567, カトリック家族数 368) であったのに対し、1642 年には 138 家族 (全家族数 679, カトリック家族数 163) に増加している。この数字から、エリザベス朝におけるピューリタン・ジェントリーの増加がどの程度のものであったかは速断できないが、この増加の原因のひとつとしてクリフが挙げているピューリタン牧師の影響力——これがもっとも重要な原因だったと考えられる——がこの時代に始まること

注(13) R.A. Marchant, The Puritans and the Church Courts in the Diocese of York, 1560-1642, 1960, p. 15.

⁽¹⁴⁾ J.T. Cliffe, The Yorkshire Gentry from the Reformation to the Civil War, 1969, p. 169.

⁽¹⁵⁾ 富岡次郎「イギリス農民一揆の研究」第5章参照。

⁽¹⁶⁾ E. Lipson, The Economic History of England, I. 12th, ed., pp. 504ff.; H. Heaton, The Yorkshire Woollen and Worsted Industries, 2nd ed., 1965, Ch. II; 大塚久雄「イギリスにおける近代都市の系譜」(著作集第3巻所収) 参照。

注(17) Marchant, op. cit., pp. 16—17. Prophesyings 一般については、Collinson, op. cit., pp. 168—176 参照。以下はSussex に関するカーティズ(R. Curteys)主教の報告であるが、prophesyings の具体的な姿を伝えてくれるので引用しておく。「講演者は一度に3人、すべて学識もあり、思慮深い人々であった。他の牧師は平信徒が帰った後に、ひとりひとり、その副主教管区でもっとも学識ある4人あるいはそれ以上の牧師の前で、要約聖書の一部を暗誦したり、聖書の共通の個所について自分の考えを記し、それを暗記し、線返すような訓練をしていた。私の管轄下では、この努めを厭がっている者はいないし、平信徒も教会の問題には口を出そうとしない。この具合のよい、すばらしい工夫に対して、私にも、私の部下にも呟きは聞えてこない。牧師による敬虔な研究会を正しい秩序で継続していくことは、牧師がゲームをしたり、飲んだくれたり、町から町へ、市場から市場へ、大市から大市へ放浪して歩くようなことをふせぐためには必要なことである。大学教育を受けていない老若の牧師にとって、牧師の仕事や研究の方法を聞いたり見たりすることは、大いに有益であり、私の意見では技術のない模倣の方が、模倣のない技術よりも有効のように思われる。あの研究会が有効なのは、この点なのである。研究会の始まる前は、全主教区に普通の聴衆に説教できる者は3人もいなかった。残りの牧師はほとんどが教義の基本にも無知であった。感訓すべきことに、ここ6年ほどの間に、パウロズクロスで立派な説教をすることのできる者が30人以上にも増加した。さらに教区で正しく敬虔な訓戒によって庶民を教育できる牧師は40~50人を越えているのである。」R. B. Manning、Religion and Society in Elizabethan Sussex、A Study of the Enforncement of the Religions Settlement 1558—1603、1969、pp. 190—191.

⁽¹⁸⁾ Marchant, op. cit., p. 28.

⁽¹⁹⁾ Cliffe, op. cit., p. 263.

⁽²⁰⁾ ibid., pp. 263—264. クリフの分析によれば、(1)他の社会階層あるいは他州からの新家族の流入、(2)ジェントリー内部でのピューリタニズムの普及、①結婚、②カルヴァン派神学者の著書の普及、③ピューリタン牧師の活動がその原因である。ここで(1)を考慮外におけば、結婚による改宗はかならずしも実質的な改宗とは考えられないし、神学書が多数の人々によって読まれたとは考えにくいことから、ピューリタン牧師の影響を重視したい。

からして, 無視できないものであったものと思われる。

先に述べたように、ピューリタン牧師はある程度寛容な扱いをうけていたが、これは公の政策ではなかったから、かれらの地位は不安定なものであった。そこで、正式の聖職には就かずに活躍する者が多かった。たとえば広い教区の場合、教区の下に分教区(chapels-of-case、chapelries)がおかれ、そこに分教区牧師(curate)が配置されたが、かれらの俸給(stipend)は富裕な教区民からの教区税(rate)によって貼われ、その納付者が分教区牧師の選出権をもっていた。そこに相当多数のピューリタンがはいりこむ隙があった。もうひとつには、さらに私的な説教師(lecturer)と呼ばれる地位があった。かれらは牧会はしないで、教区教会で説教や講演をし、許可なしで教区牧師を補助していた。かれらもまたピューリタン運動の立役者であった。正式の教区牧師についてもピューリタンの影響力は少くなかった。いま一例としてドンカスター副主教区(Deanery of Doncaster)の60の教区についてみると、1604年にここには80人の牧師がおり、そのうち42人は説教の能力を持たず(non-preacher)、26人は説教者として不充分な者(unsufficient preaher)であり、残りの12人がピューリタンの説教資格者(licensed preacher)であった。1604年の教令(canon)は説教のできない牧師は月に1度は説教資格者に説教を依頼すべきことを規定しているところからすると、ピューリタン説教者の影響力は、その数の割合よりも侮りがたいものであったであろう。

こうしたピューリタン牧師の役割の中でもっとも重要な意味をもっていたのは、説教と教区民の訓練であった。説教はまず何よりも回心を促すためのものであったが、「他のコミュニケーションの媒体のない時代においては、ほとんどすべてのイギリス人にとって政治的情報や政治思想の主な源泉」でもあったのである。ピューリタン運動の発展を考察する場合、説教の内容は決定的に重要な意味をもつが、本稿ではそれを指摘するにとどめる。説教は語られっぱなしではなく、他の教区教会で繰返され(repitition)、具体的な解釈が加えられ、広く深く教区民の中に浸透し、実践にまでもたらされる。たとえば、1585年にピューリタン牧師モァー(More)は、説教を正しく理解し、それを子供や召使いに教え、さらに隣人から隣人へと伝えていく必要を力説している。このようにして新しい信仰が共通の関心事となると、それをめぐるピューリタン牧師と平信徒からなる秘密の集会が開かれ、説教についてのデスカッションがおこなわれた。

たとえば、ヒギンズ (Higgins) はこのような状況の中でピューリタン牧師に動かされた典型であ

エリザベス朝におけるピューリタン運動

った。かれは道徳的にきわめて厳格であり、悪をおこなった隣人を叱責し訓戒することを義務だと考えていた。しかし、このような態度は教区の内部にピューリタンの立場を受け容れる者とそうでない者との険しい分裂を生み出す。教区が「依然として、宗教的な義務と社会的な義務とが離れがたく結びあっていた共同社会」であったとしても、もはやその中に埋没すべき共同体ではなく、その中に新しい共同体としてのコングリゲーション(congregation)が生み出されているのである。

われわれはここでヒル (C. Hill) の言葉を引用しておきたい。「教区から信団への移行は、文化的、社会的、儀礼的な目的で共同体のメンバーが結合している地理的単位から、自ら選んだ説教者の説教を聞くためにそこに属する自発的な単位への移行である。」ヒルはここで voluntary であることを強調し、この現象を「個人主義の精神の興隆」(the rise of a spirit of individualism) と表現している。筆者はここに自律的な個が共同体の中から折出されてくる姿を見たいのである。

さて、このようなピューリタンは地域的にはどのように分布していただろうか。クリフによれば、 1642年、ピューリタン・ジェントリーのヨークシャにおける地域分布は次のごとくである。

	全家族数	ピューリタン家族数
 North Riding	195	22(11.3%)
East Riding	142	34(23.9%)
West Riding	320	74(23.1%)
York	22	8(36.4%)
	679	138(20.3%)

(J. T. Cliffe, op. cit., p. 262)

クリフの説明によるとこの数字は次のように理解される。ノース・ライディングはカトリックの 伝統の強力な地域であった。イースト・ライディングにおいてはハル (Hull), ビヴァリイを中心として、北辺の教区にピューリタンが多く見られる。何よりも問題なのは、ウエスト・ライディング である。ここではピューリタンはシェフィールド (Sheffield) 周辺の諸都市、およびハリファックス、リーズ、ウエイクフィールド、ブラッドフォード (Bradford) 周辺の織物地帯に集中していた。しかも、かれらは企業的精神 (businesslike spirit) をもった土地所有者であると同時に、その多くが専門 職、商業と結びついていた。(次表参照) カトリック・シェントリーの多くが旧来の土地所有者で都市との関係が稀薄であったことと比較すると興味ある点である。

注(21) ibid., pp. 31—32.

⁽²²⁾ Knappen, op. cit., p. 221; Collinson, op. cit., pp. 50-51, 84-85; P.S. Seaver, The Puritan Lectureships, The Politics of Religious Dissent, 1560-1662, 1970 老家院。

⁽²³⁾ Marchant, op. cit., pp. 27-28; Hill, op. cit., pp. 34-5.

⁽²⁴⁾ Hill, op. cit., p. 32. Ch. 2.全体がこのことについての叙述に当てられている。 Do, The Century of Revolution, 1603—1714, 1961, p. 74; Do, Reformation to Industrial Revolution, A Social and Economic History of Britain 1530—1780, 1967, p. 88; Seaver, op. cit., Ch. 1 をも参照。

⁽²⁵⁾ Collinson, op. cit., p. 170 & passim; Marchant, op. cit., p. 37.

⁽²⁶⁾ Marchant, op. cit., p. 25.

注(27) ibid., pp. 25—26.

⁽²⁸⁾ Tawney, op. cit., p. 159 (Pelican Books) (邦訳, 35~36頁), Hill, Reformation to Industrial Revolution, p. 86.

⁽²⁹⁾ Hill, Society and Puritanism, p. 492, Ch. 14 を参照。Weber, RS. S. 120; 大木英夫「ピューリタニズムの倫理思想」178頁をも参看。これを権力の側からみるとこうなる。「本来ならば当然生活のための正直な労働にたずさわっているべき、ことに租野な、多数のわが国民が、あの集会という方法によって、怠慢へと誘われ、唆かされる。かくして、かれら自身の内部が、都市や教区においてだけではなく家族の中においてさえも、多様な危険思想によって分派的に対立し、それによって公然と、わが国法の違反や、公共の秩序の破壊や、ついには教会の中に設定されている統一的な秩序に従って神に仕えようとするすべての穏やかなわが巨民への攻撃を奨励するようになるのである。」(1577年5月8日のエリザベスから主教達への手紙)C. Cross (ed.)、op. cit., p. 191.

	1558—1641		1642	
	Puritan Gentry (I)	Yorks. Gentry (II)	I	п
家族数(A) 専門戦・商業を営んだことのある家族数(B)	147 68	963 2 65	138 35	679 108
(B)/(A)×100	46	28	25	16

(J. T. Cliffe, op. cit., p. 277 より作成)

以上はジェントリーについていわれることであるが、問題はさらに下層の民衆である。われわれは 1555 年の「ハリファックス条令」の前文 (2&3 Philip and Mary, c. 13, Preamble) によって、この 織物地帯に「非常な勤勉」(exceading & greate Industrye)によって毛織物生産で産をなした「小織元」 (small clothier) が存在していたこと、そしてそれが「もはや単純な小商品生産ではなく、一歩前進によって素面のマニュファクチュアにまで容易に展開されるる原始的資本諸形態」であったことを 知っている。

そしてこれを次のマーチャントの記述と結びつけるとき、こうした小織元とピューリタニズムの相関を想定することができるであろう。「しかし、住民は封建的な諸義務、あるいはマナーの諸義務からの自由を獲得したが、すぐにかれらには理解できない産業的経済の奴隷となっただけであった。そして、一時的な後退はあったとしても、織物業によって順調に富を蓄えてきたかれらは、まだまだピューリタン説教者によって把えられるほどに成熟してはいなかった。かれらは荒々しい野生の男女であって、文明の何たるかを、平均的な 19 世紀の金坑夫ほどにも知らず、貨幣を得ても、それをどう使ったらよいか分らないのが普通であった。この地方の首都ヨークに出掛けることができたりすれば、たちまち散財してしまい、ジェントリーの猿まねをし、地元に戻れば、自分の教会の上席を争うといった具合であった。これこそピューリタニズムのみならず、真の深さをもったすべてのキリスト教が手をさしのべ、説得すべき階層であった。そして、こうした説教者の敬虔や労働、説教や教育活動の実践的価値はその成功が雄弁に物語っているのである。」少くともここでは、ピューリタニズムが、いわば方向性(way of life)をもたない ambigous な労働力に対して、やがて、もちろんはからずしてではあったが、近代的労働力への方向性を刻印することになるのだということができよう。

しかし、かれらは自ら1つの社会的勢力として立ち得る基盤をいまだ獲得していないのであって、知的階層になりえ、そこから「新しい宗教」に直接触れえた、ことにジェントリーの指導と保護の下に自らを形成していかざるをえなかった。そうした過程の中で、かれらの中からも、自らジェン

---- 178(692)----

エリザベス朝におけるピューリタン運動

トリーに上昇していく者がいたことはいうまでもない。1558 年から 1642 年までの間に新たに紋章を得てジェントリーになった家族 102 の約半数がヨーマン・ファーマーであったこと, さらに 1642 年に認められる 138 のピューリタン・ジェントリーの家族の内, 1558年以降に紋章を授与された家族が 31 あったことを勘案すると, こうした直接生産者の中にもピューリタニズムの影響が少なからず浸透していたとはいえないであろうか。

(同志社大学文学部助手)

注(30) R.H. Tawney & E. Power (ed.), Tudor Economic Documents, vol. 1, pp. 187-188.

⁽³¹⁾ 大塚久雄「農村の織元と都市の織元」(著作集第3巻362頁),同,「近代欧洲経済史序説」第二編第二章 (著作集第二巻所収)。その他, Heaton, op. cit., Ch. II 角山栄「イギリス毛織物工業史論」の各所,飯沼二郎・富岡次郎「資本主義成立の研究」152—168頁など参照。

⁽³²⁾ Marchant, op. cit., pp. 32-33.

⁽³³⁾ これは Manning, op. cit. においてサセックスについてもいわれていることである。

注(34) Cliffe, op. cit., p. 19.

⁽³⁵⁾ ibid., op. elt., p. 262.